平成２８年（フ）第７９３９号
東京都世田谷区砧１丁目16―22―102
債務者　佐々木加代
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９５１号
東京都板橋区富士見町33―11　厚生施設ふじみ、住民票上の住所東京都足立区江北６丁目30－９－501
債務者　原　　幸子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９５４号
東京都足立区舎人４丁目５―12
債務者　佐久間早弥
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９６０号
東京都中野区中央１丁目51－７－202
債務者　秋元加代子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９６４号
埼玉県所沢市中新井４丁目24―14―102
債務者　野崎　祐介
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９６５号
東京都杉並区高円寺南４丁目37－５　パールハウスＡ　106
債務者　林　志津香
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５６号
沖縄県うるま市字西原465番地９
債務者　當間　覚司
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１６１号
沖縄県うるま市勝連南風原2930番地　勝連団地４号棟301号
債務者　長濱優太朗
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７９１６号
東京都足立区神明南１丁目４－11　オリハラハイツ２－Ｄ
債務者　萩原　和子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９２１号
埼玉県飯能市大字永田458
債務者　町田　貴弘
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９２４号
東京都豊島区南大塚１丁目30－８－105
債務者　古川　惠美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９４３号
東京都練馬区貫井３丁目13―13―102
債務者　百武　典子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９７０号
東京都国分寺市光町３丁目５－11―113
債務者　川瀬　一幸
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９５５号
東京都西東京市泉町１丁目11番14号上宿ビル207号
債務者　内田　和男
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２８４号
横浜市旭区今宿西町356番地１　コーポふじまき205
債務者　三塚　直人
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６号
熊本県球磨郡あさぎり町上西835番地２　救護施設　しらがね寮、前住所熊本県球磨郡湯前町2602番地２
債務者　尾方　佳織
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部